

三木町告示第85号

三木へき一まい助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第32号

三木へき一まい助成金交付要綱の一部を改正する要綱

三木へき一まい助成金交付要綱（平成26年三木町要綱第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「本町を生活の本拠と」を「継続して居住」に改め、「く。））で」の次に「、申請時点で」を加え、同号エ中「満45歳未満の」を削る。

第4条第2項第2号を次のように改める。

（2） 移住者を含む世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

第4条第2項第3号中、「全員」を「のいずれか」に改める。

第6条中「様式第6号」を「様式第9号」に、「様式第7号」を「様式第10号」に改める。

第7条第1項中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第12号」に改める。

第8条中「様式第10号」を「様式第13号」に改める。

第9条第2項中「様式第15号」を「様式第14号」に改める。

第10条中「様式第11号」を「様式第15号」に改める。

第11条第2項中「様式第12号」を「様式第16号」に改める。

別表中「

リフォーム経費助成金	交付対象者	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡しした登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者 (2) 所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者 (3) 登録物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。 (4) 申請者及び申請者が属する世帯の構成員（当該申請者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）に町税等の滞納がないこと。 (5) 対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこ
------------	-------	---

		と。
対象経費	1 登録物件の改修工事に要する経費は、次に掲げるものを対象とする。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する備品 (2) 内装、屋根、外壁等の改修 2 登録物件の改修工事に要する経費として、次に掲げるものは対象外とする。 (1) 車庫（駐車場）、物置、倉庫等の工事 (2) 店舗、工場、事務所等のリフォーム (3) 門扉、ブロック壁、フェンス、エントランス等の外壁工事 (4) 植樹、剪定等の植栽工事 (5) 下水道、合併処理槽工事 (6) 防犯ライト・カメラの設置工事 (7) 電話、インターネット、テレビアンテナの設置、配線工事 (8) エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置 (9) 太陽光発電システム設置工事及び太陽熱高度利用設備の設置工事 (10) リフォームを伴わない解体工事	
助成金額	対象経費の2分の1以内とし、物件1件につき50万円を上限とする。	
施行業者	原則として、町内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者に限る。	
交付申請	1 申請時期 改修工事の着手前に申請し、交付決定後に工事着手すること。 2 添付書類 (1) 町税等の納税証明書 (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (3) 改修に要する経費に係る見積書の写し (4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類 (5) 改修予定箇所（事業実施前）の現況写真 (6) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書（賃貸借契約を締結した移住者に限る。） (7) 住民票謄本（移住者に限る。）	

		(8) 誓約書(様式第13号) (9) その他町長が必要と認める書類
	実績報告	1 報告期限 改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。 2 添付書類 (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 改修の状況を確認できる写真 (3) その他町長が必要と認める書類
	助成の特例	改修工事に要した経費のうち、町が定める助成上限額に対応する経費を超える額に2分の1を乗じて得た額を特例として1件につき50万円を上限として助成
	家財道具等整理助成金	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡しした登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者 (2) 所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者 (3) 登録物件の売買契約又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。 (4) 申請者及び申請者が属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。 (5) 対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこと。
	対象経費	登録物件の家財道具等整理に要する経費は、次に掲げるものを対象とする。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものは除く。 (1) 家財道具の搬出及び処分 (2) 屋内及び屋外の清掃
	助成金額	対象経費の全額とし、物件1件につき5万円を上限とする。
	交付申請	1 申請時期 家財道具等整理の着手前に申請し、交付決定後に着手すること。 2 添付書類 (1) 町税等の納税証明書 (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (3) 家財道具等整理に要する経費に係る見積書の写し (4) 家財道具等整理の内容の詳細が分かる書類

		(5) 家財道具等整理実施前の現況写真 (6) 空き家の家財道具等整理に係る所有者等の承諾書（賃貸借契約を締結した移住者に限る。） (7) 住民票謄本（移住者に限る。） (8) 誓約書（様式第13号） (9) その他町長が必要と認める書類
	実績報告	1 報告期限 家財道具等整理が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。 2 添付書類 (1) 家財道具等整理に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 家財道具等整理実施後の写真 (3) その他町長が必要と認める書類
	助成の特例	家財道具等整理に要した経費のうち、町が定める助成上限額に対応する経費を超える額に2分の1を乗じて得た額を特例として1件につき5万円を上限として助成

」を「

リフォーム経費助成金	交付対象者	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡しした登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者 (2) 所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者 (3) 登録物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。 (4) 申請者及び申請者が属する世帯の構成員（当該申請者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）に町税等の滞納がないこと。 (5) 移住者が空き家を購入又は賃借する直前の住居が香川県内に存し、かつ空き家となる場合、将来的に管理不全な状態に陥らないよう、適切な管理等を担保すること。 (6) 対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこと。 (7) 対象物件に関して過去に「三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金」の交付を受けていないこと。
------------	-------	--

対象経費	1 登録物件の改修工事に要する経費は、次に掲げるものを対象とする。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する備品 (2) 内装、屋根、外壁等の改修 2 登録物件の改修工事に要する経費として、次に掲げるものは対象外とする。 (1) 車庫（駐車場）、物置、倉庫等の工事 (2) 店舗、工場、事務所等のリフォーム (3) 門扉、ブロック壁、フェンス、エントランス等の外構工事 (4) 植樹、剪定等の植栽工事 (5) 下水道、合併処理槽工事 (6) 防犯ライト・カメラの設置工事 (7) 電話、インターネット、テレビアンテナの設置、配線工事 (8) エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置 (9) 太陽光発電システム設置工事及び太陽熱高度利用設備の設置工事 (10) リフォームを伴わない解体工事
助成金額	対象経費の2分の1以内とし、物件1件につき50万円を上限とする。
施行業者	原則として、町内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者に限る。
交付申請	1 申請時期 改修工事の着手前に申請し、交付決定後に工事着手すること。 2 添付書類 (1) 町税等の納税証明書 (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (3) 改修に要する経費に係る見積書の写し (4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類 (5) 改修予定箇所（事業実施前）の現況写真 (6) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書（賃貸借契約を締結した移住者に限る。） (7) 住民票謄本（移住者に限る。） (8) 誓約書（様式第6号）

		(9) 誓約書（県内移住の場合）（様式第7号） (10) その他町長が必要と認める書類
	実績報告	1 報告期限 改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。 2 添付書類 (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 改修の状況を確認できる写真 (3) その他町長が必要と認める書類
	助成の特例	改修工事に要した経費のうち、町が定める助成上限額に対応する経費を超える額に2分の1を乗じて得た額を特例として1件につき50万円を上限として助成
家財道具等整理助成金	交付対象者	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡しした登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者 (2) 所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者 (3) 登録物件の売買契約又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。 (4) 申請者及び申請者が属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。 (5) 移住者が空き家を購入又は賃借する直前の住居が香川県内に存し、かつ空き家となる場合、将来的に管理不全な状態に陥らないよう、適切な管理等を担保すること。 (6) 対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこと。 (7) 対象物件に関して過去に「三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金」の交付を受けていないこと。
	対象経費	登録物件の家財道具等整理に要する経費は、次に掲げるものを対象とする。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものは除く。 (1) 家財道具の搬出及び処分 (2) 屋内及び屋外の清掃
	助成金額	対象経費の全額とし、物件1件につき5万円を上限とする。
	交付申請	1 申請時期 家財道具等整理の着手前に申請し、交付決定後に着手すること。

		2 添付書類 (1) 町税等の納税証明書 (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し (3) 家財道具等整理に要する経費に係る見積書の写し (4) 家財道具等整理の内容の詳細が分かる書類 (5) 家財道具等整理実施前の現況写真 (6) 空き家の家財道具等整理に係る所有者等の承諾書（賃貸借契約を締結した移住者に限る。） (7) 住民票謄本（移住者に限る。） (8) 誓約書（様式第6号） (9) 誓約書（県内移住の場合）（様式第7号） (10) その他町長が必要と認める書類
実績報告		1 報告期限 家財道具等整理が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。 2 添付書類 (1) 家財道具等整理に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 家財道具等整理実施後の写真 (3) その他町長が必要と認める書類
助成の特例		家財道具等整理に要した経費のうち、町が定める助成上限額に対応する経費を超える額に2分の1を乗じて得た額を特例として1件につき5万円を上限として助成

」に、同表住まい購入費助成金の部中「様式第13号」を「様式第6号」に改め、同表中「

宿泊費助成金	交付対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（過去にこの助成金の交付を受けた者を除く。）とする。 (1) 県外から町内への移住検討を目的として町内宿泊施設を利用する移住希望者で、移住フェアや直接訪問等により地域活性化課を通じた本町への移住検討又は相談を行ったことがある者 (2) 町内でいちごを栽培する農家で、本町で就農することを目的とした就農体験のために、町内宿泊施設を利用する移住希望者
	対象宿泊施設	町内の宿泊施設
	助成金額	1人あたり1泊2,000円（子どもは3歳未満又は寝具を借りない場合を除く。）とし、1度の申請につき2泊を上限とする。ただし、就農体

		験で利用する場合は、7泊を上限とする。
	交付申請	1 申請時期 宿泊施設利用の前7日までに申請すること。 2 添付書類 (1) 宿泊証明書(領収書)の写し (2) 申請者の身分証明書の写し (3) 就農体験受入れ証明書(様式第14号) (4) その他町長が必要と認める書類

」を「

宿泊費助成金	交付対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(過去にこの助成金の交付を受けた者を除く。)とする。 (1) 県外から町内への移住検討を目的として町内宿泊施設を利用する移住希望者で、移住フェアや直接訪問等により地域活性化課を通じた本町への移住検討又は相談を行ったことがある者 (2) 町内でいちごを栽培する農家で、本町で就農することを目的とした就農体験のために、町内宿泊施設を利用する移住希望者
	対象宿泊施設	町内の宿泊施設
	助成金額	1人あたり1泊2,000円(子どもは3歳未満又は寝具を借りない場合を除く。)とし、1度の申請につき2泊を上限とする。ただし、就農体験で利用する場合は、7泊を上限とする。
	交付申請	1 申請時期 宿泊施設利用の前7日までに申請すること。 2 添付書類 (1) 申請者の身分証明書の写し
	助成金請求	1 請求書(様式第15号)と合わせて下記書類を提出すること (1) 宿泊証明書(領収書)の写し (2) 就農体験受入れ証明書(様式第8号) (3) その他町長が必要と認める書類

」に、同表住まい準備支援助成金の部中「様式第13号」を「様式第6号」に改める。

様式第12号を第16号とし、様式第11号を第15号とし、様式第15号を第14号とし、様式第10号を第13号とし、様式第9号を第12号とし、様式第8号を第11号とし、様式第7号を第10号とし、様式第6号を第9号とし、様式第14号を第8号とし、様式第13号を第6号とし、様式第6号の次に次の1様式を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

三木へき一まい助成金誓約書

私は、三木へき一まい助成金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約します。

記

- 1 申請の時点において、三木へき一まい助成金交付要綱に定める交付対象の条件を満たしています。
- 2 町から交付要件の確認のために必要な書類の提出依頼があった場合は、それに対応します。
- 3 交付決定後の事情の変更により三木へき一まい助成金交付要綱に定める交付要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに三木町に申し出ます。

様式第7号 (第5条関係)

誓約書（県内移住の場合）

私は三木へきまい助成金交付要綱別表（リフォーム経費助成金、家財道具等整理助成金）に定める条件について、以下のとおり直前に居住していた住居が空き家とならないことを誓約します。

- ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、将来的に管理不全な状態に陥らないよう適切に管理します。
- ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、引き続き、親族が居住します。
- ☐ 直前の住居は私が所有しているものであり、宅地建物取引業者と媒介契約を締結します。
- ☐ 直前の住居は賃貸借物件です。
- ☐ その他（ ）

年 月 日

住所
氏名
連絡先

様式第8号（第5条関係）

いちご就農体験受入れ証明書（宿泊費助成申請用）

1 就農希望者の概要

ふりがな 氏 名	(姓)		(名)	
生年月日	年 月 日	年 齢	歳	
現住所	〒			
農業経験の有無 (研修を含む)	有（研修・雇用就農・自営） ・ 無			
	作目			
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2 体験内容

(1) 概要

体験期間	年 月 日 ～ 年 月 日
体験内容	例) 収穫、作物の栽培管理、出荷調整 など

上記の内容で、就農体験として受け入れることに相違ないことを証明します。

(受入れいちご農家記載)

所在地	
事業者名	
代表者名	
電話番号	

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 決定した助成金の種類

2 助成金交付決定額

金 円

3 特記事項

（注意事項）

本決定に係る予算額が次年度以降の歳出予算において減額又は削除があった場合は、決定の変更又は取り消しを行う場合があります。

様式第 10 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記理由により不交付となりましたので通知します。

記

1 助成金の種類

2 不交付理由

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名 ⑩

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

電話番号

三木へき一まい助成金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった三木へき一まい助成金に係る申請内容を変更（又は中止）したいので、三木へき一まい助成金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類

2 変更（又は中止）の理由

3 変更の内容

4 助成金変更交付申請額

助成金交付申請額：金 円

既交付決定額：金 円

5 添付書類 変更内容の分かる書類（見積書等）

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金変更承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 助成金の種類

2 交付決定額

今回の交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増減額	金	円

3 特記事項

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名 ⑩

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

電話番号

三木へき一まい助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた三木へき一まい助成金について、下記のとおり三木へき一まい助成金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 助成金の種類

2 事業に要した経費

金 円

3 助成金交付決定額

金 円

4 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 事業完了日 年 月 日

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第9条の規定に基づき、助成金の額が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 確定額
- 金 円
- 2 特記事項

第 15 号様式（第 9 条関係）

三木へき一まい助成金請求書

（アラビア 数字で記載し，頭書に㍷の記号を付し，訂正しないでください。）

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、三木へき一まい助成金として

内 訳

上記の金額を請求します。

年 月 日

三木町長 殿

住 所 □□□－□□□□

債権者

（フリ ガナ）
氏 名

印

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

支払の 方 法	口 座 振替払 □	銀行				(支)店					
		預金 種目	当座 □	普通 □	口座 番号						
		（フリガナ） 口 座 名 義									

- お
ね
が
い
- 1

2

3

4
- 該当する□の個所に✓印を付してください。

預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。

請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

請求金額の内訳書は、請求書をもって本書と割印の上、添付してください。

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金返還命令書

三木へき一まい助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 指令年月日及び番号 年 月 日付け 第 号
- 6 助成金の種類
- 7 助成金の交付年度 年度
- 8 助成金の交付決定通知額 円
- 9 助成金の既交付額 円